

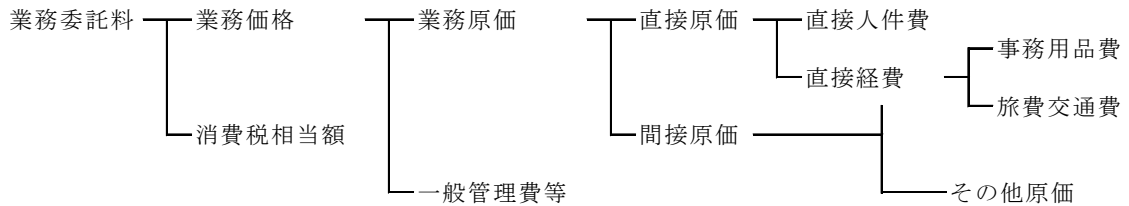
岩手県道路パトロール業務の民間委託に係る積算基準

1 適用範囲

この基準は、岩手県が道路パトロール業務を建設コンサルタントへ委託する場合に適用する。

2 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

1) 直接原価

ア 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する道路巡回員等の人件費とする。

イ 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち事務用品費及び旅費交通費とする。

ただし、事務用品費及び旅費交通費以外の直接経費は、その他原価とする。

2) 間接原価

ア その他原価

その他原価は、事務用品費及び旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とする。

3) 一般管理費等

一般管理費等とは、当該業務を請け負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。

4) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算するものとする。

$$\begin{aligned}
 \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\
 &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額}) \\
 &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額})
 \end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

1) 直接人件費

ア 道路パトロール1日当たりの労務歩掛は、次のとおりとする。

名称	単位	数量	摘要
技術員	人	1.0	道路パトロール員。勤務時間は8:30~17:15とする。
一般運転手	人	1.0	道路パトロール運転員。勤務時間は8:30~17:15とする。

イ 業務打合せ1回当たりの労務歩掛は、次のとおりとする。

名称	単位	数量	摘要
技師B	人	0.5	管理技術者。打合せは月1回とする。

ウ 管理技術者による指揮・監督業務の労務歩掛は、次のとおりとする。

名称	単位	数量	摘要
技師B	人	1.0	1月当たり。想定される担当技術者が2人以下の場合は、0.5を乗じること。

エ 設計表示単位は、道路パトロールは日数、業務打合せは回数、管理技術者による指揮・監督業務は月数とする。

2) 直接経費

ア 事務用品費

事務用品費は、特に必要がある場合に計上する。

イ 旅費交通費

旅費交通費は、「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。

なお、本支店から業務場所までの通勤距離が、片道30km以内又は自動車で片道1時間以内の範囲については、旅費交通費は計上しない。

3) その他原価

その他原価は、次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価(直接経費の積上計上分を除く。)に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、25%とする。